

第 37 回総会 令和 2 年 6 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 今月は、農地改良届出について、1 件提出がありましたので報告いたします。番号 1 です。土地の所在：大字三宅〇〇番 1、地目：台帳・現況ともに畑、面積 962 m<sup>2</sup>、所有者及び申請者：宮崎市吉村町〇〇番地 12 の〇〇、改良する理由は長年の不耕作により地面が固くなり、道路よりも低く、雨水が入ってくるので約 1m 盛土をして使いやすくするとしています。

現地確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

15 番 農地改良届出について説明します。届出人は、宮崎市の〇〇さん。届出地は、妻北地区の〇〇集落で、場所は〇〇公園から〇〇集落へ 1km ほど入った左側の農地です。東側が山林、西側が宅地、南側が山林、北側が市道となっています。現地は、不耕作で、耕作放棄地までには荒れておりませんが、市道より低いため、大雨が降ると雨水が入り込み何もできないような状態となることで、約 1m 盛土をして、使いやすくして、今後は、蕎麦を植える予定としている様です。雨水は、畑ですので自然透水となります。以上農地改良届出について報告します。

局 長 それでは、総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

また、相続届出 2 件、使用貸借合意解約 13 件、賃貸借合意解約 12 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から、令和 2 年度第 37 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、全員の出席であります。本日の議案件数であります、7 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。15 番〇〇委員、

26 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 237 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 237 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページ  
の通り申請件数は 1 件です。

申請番号 1 番を説明します。申請人：岩爪の○○、申請地：大字岩爪○○番口、登記・現況ともに畑、面積 2,152 m<sup>2</sup>、申請事由：農業用施設用地、主な内容：牛舎新設、堆肥舎新設、既設住宅、既設倉庫 721.32 m<sup>2</sup>で始末書が添付されています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 今回は、20 番○○委員と私（8 番○○委員）が会長の任命を受けまして、去る 6 月 22 日午前 9 時より、杉尾係長と申請書の審査を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと調査を行いました。農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 10 件、あっせん転用 1 件、非農地証明 1 件で、非農地証明調査には、7 番○○委員、あっせん転用調査には、18 番○○委員にも同行していただき、現地調査を行いました。順次報告しますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

20 番 農地法第 4 条（追認案件）を説明します。申請地は、都於郡地区の○○集落で、○  
○公民館より南へ 300m、西へ 100m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの  
地図を参照して下さい。今回の申請は、昭和 27 年頃、○○さんの祖父が最初にたば  
こ乾燥場を建設し、その後解体して倉庫を建設、また申請地の一部に家屋も建築され  
ていることで、違反転用を是正するとともに、新たに牛舎を建築する転用申請であり  
ます。既に転用されています倉庫、家屋に関しましては、別紙の通り始末書が添付さ  
れていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は農地、西側は農地、南側は農  
地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の手掘側溝を通じて、市道側溝に流  
します。転用に伴う周辺への土砂流出については特に懸念するところは見受けられま

せん。転用する土地周辺関係者等への同意も得られているとのこと。申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となりますので、許可可能な案件となります。

調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12 番 牛舎を新設されるとのことですが、雨水、し尿等は大丈夫なのですか。

20 番 申請地周辺は農地であり、雨水等がすぐに市道側溝に流れる状況にはないと判断しました。

事務局 申請地は、牛舎周りが、雨水等自然浸透しやすい土地であり、また、市道側溝までは、敷地内の手堀の側溝を設置しますので、自然浸透、浄化されていきながら、さらに余剰する分が、市道側溝に流されることとなります。

12 番 雨水はそれでいいかと思いますが、牛舎からのし尿や糞尿関係は大丈夫ですか。

事務局 新設する牛舎の他に、堆肥舎も新設しますので、し尿等は堆肥舎へ搬入します。

20 番 既に牛舎と堆肥舎に付け加えて、牛舎、堆肥舎が新設されることで対応できると判断しました。

12 番 堆肥舎には、雨水等は入らないのですか。

事務局 新設する牛舎に対して、堆肥舎を新設し、新設堆肥舎には屋根が設置されます。

25 番 申請地のどの部分に牛舎が建つのですか。南側は、以前の台風で土砂が崩れた経緯があるので、大雨等ではまたその場所にし尿等も流れていくのではないかと、そこには近隣農地が入水する小さな河川もあるので配慮してほしい。

8 番 現地を私も見ましたが、現時点計画ですので、整地が必要な状況であると思います。

事務局 黒板に簡単な配置図を書きます。計画書では、牛舎、堆肥舎、運動場の配置はこの通りです。

25 番 配置図を見ますと、運動場のある南側が、以前台風で土砂崩れがあった場所になりますので、その部分を高くするなど修理、整地されればいいのかとも思います。

事務局 現地調査では、申請者から凹凸のある土地でもあることから、平らに整地する予定であると聞いております。

25 番 整備状況等確認していきたいと思います。

8 番 牛舎建築に当たっては、排水など十分配慮して工事を進めてほしいと要望します。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 238 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 238 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2～5 ページの通り申請件数は 10 件であります。申請番号順に説明します。

先ず 1 番を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番、登記・畑、現況・雑種地、面積 128 m<sup>2</sup>、申請事由：駐車場用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般住宅駐車場用地 128 m<sup>2</sup>で顛末書が添付されています。

次に 2 番を説明します。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：中妻〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 323 m<sup>2</sup>、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅 115.93 m<sup>2</sup>です。

次に 3 番を説明します。譲受人：宮崎市の合同会社〇〇 代表社員 〇〇、譲渡人：大字加勢の〇〇、申請地：大字加勢〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 909 m<sup>2</sup>、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル 312 枚設置 909 m<sup>2</sup>です。

次に 4 番を説明します。譲受人：宮崎市の合同会社〇〇 代表社員 〇〇、譲渡人：大字加勢の〇〇、申請地：大字加勢〇〇番 4 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 1,438 m<sup>2</sup>、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル 312 枚設置 1,438 m<sup>2</sup>です。

次に 5 番を説明します。譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字荒武〇〇番、登記・畑、現況・宅地、面積 557 m<sup>2</sup>、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：農業用倉庫、310.8 m<sup>2</sup>で、始末書が添付されています。

次に 6 番を説明します。譲受人：上町の〇〇、譲渡人：上町の〇〇、申請地：上町〇〇番 2、登記：田、現況：畑、面積 99 m<sup>2</sup>、申請事由：駐車場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅の駐車場用地 99 m<sup>2</sup>です。

次に 7 番を説明します。譲受人：妻の〇〇株式会社代表取締役 〇〇、譲渡人：上町の〇〇、申請地：上町〇〇番 1、登記・田、現況・畑、面積 600 m<sup>2</sup>、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：宅地分譲用地 2 区画、600 m<sup>2</sup>です。

次に 8 番を説明します。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方〇〇番 5、登記：現況ともに田、面積 477 m<sup>2</sup>、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は：一般個人住宅、119 m<sup>2</sup>です。

次に 9 番を説明します。譲受人：平郡の株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、上三財の〇〇、申請地：大字加勢〇〇番 2 他 15 筆、登記・畑、現

況・畑及び宅地、面積 16,004 m<sup>2</sup>、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：鶏舎 5 棟、倉庫 1 棟、5,262 m<sup>2</sup>で始末書が添付されています。

次に 10 番を説明します。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原〇〇番 7 他 1 筆、登記・畑、現況・雑種地、面積 4,216 m<sup>2</sup>、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：牛舎、堆肥舎、倉庫 438 m<sup>2</sup>で始末書が添付されています。また、9 番、10 番の転用案件は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、宮崎県農業委員会ネットワーク機構（農業会議）への諮問が必要な案件です。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 申請番号 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ 100m、南へ 100m 行った所の農地です。今回の申請は、〇〇さんが〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、駐車場用地として申請されたものです。

譲渡人は、戦後すぐ、昭和 59 年まで申請地に精米所を建て営業していましたが、精米所も倒壊しています。このため、宅地ではないところに精米所を建設し、後地を駐車場用地とする、違反転用を是正する転用申請であります。この案件は、既に転用されていますので、顛末書が添付されていますのでご確認下さい。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の横にある県道の排水溝に流します。転用に伴う周辺への土砂の流出等については、特に懸念するところは見当たりません。この申請地は、公共投資のない、小規模農地の集団であり、第 2 種農地となりますことから、許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

20 番 2 番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇高校跡地より南へ 150m、西へ 50m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが〇〇さんから売買により、所有権移転を受け、一般個人住宅を建設するための転用申請です。周囲は、東側は畑、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路となっております。雨水は、自然浸透と敷地内の雨水集水升から市道側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出は盛土もしないので特に懸念するところは見受けられません。周辺関係者の同意も得ているとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となりますので、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3番、4番については関連がありますので、続けて特別調査員の報告をお願いします。

8 番 申請番号3番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ200m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

今回の申請は、太陽光発電会社の合同会社〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転し、太陽光発電設備を設置するための転用申請です。周囲は、東側は畑、西側は畑、南側は宅地、北側は山林となっております。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。周辺関係者への説明もなされております。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となりますことから、許可可能な案件となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

20 番 申請番号4番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ100m行ったところの農地です。合同会社〇〇さんが、〇〇さんから売買により、所有権移転を受けて、太陽光発電設備を設置するための転用申請です。周囲は、東側は農地、西側は農地、南側は市道、北側は太陽光設備となっております。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺の土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。土地の周辺関係者等への説明もなされております。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となりますことから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。



事務局 特にありません。

議長 説明がありました3番、4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

10番 申請地周辺の農地はほとんど、ソーラー設備となっているようですが、他の近くの許可地での工事着工が遅いとの話があるようです。何かその辺、理由等はお聞きになっていますか。

事務局 周辺南側はほとんどがソーラー設備となっていますが、その他の農地については、詳細は把握していません。

10番 周辺南側以外の農地も許可地があるそうですが、工事の着工が遅すぎると聞いておりましたので、質問したところです。

22番 申請が許可されてから、着工するまでの期間とか決まりはないのですか。

事務局 申請時には、一応工事の期間は記載されています。1年以内に完了報告を出してもらいますが、完了報告が提出されていない場合は、状況届を提出してもらうことになります。状況届が提出されない場合は、県の指導が入ることになります。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

8番 5番について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ600m行ったところの農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

い。今回の申請は、〇〇さんが、母〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、農業用倉庫として使用するために申請されたものです。昭和40年頃、〇〇さんの義理の父が夫へ遺産として譲り受けた養蚕室をそのまま、夫から引き継ぎ、農業用倉庫とした違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、既に転用されていますので、始末書が添付されていますのでご確認ください。周囲は、東側は畑、西側は畑、南側は道路、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂の流出等については、特に懸念するところは見受けられません。

この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設であることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

20 番 6番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇神社の東側の旧〇〇サイクリングロード沿いの農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから売買により、所有権移転を受けて、個人駐車場を設置するための転用申請です。周囲は、東側は道路、西側は宅地、南側

は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、市道側溝に流します。宅地造成の一部を分筆として取得し、転用による土砂の流出等について、特に懸念するところは見受けられません。周辺関係者等への説明もなされており、また、都市計画区域内の用途区域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 7番について説明します。申請地は、申請番号6番と隣接する農地です。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから売買により、所有権移転を受けて、宅地分譲用地とする転用申請です。周囲は、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、市道側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。周辺土地への土砂流出については、特に懸念するところは見受けられません。

転用する土地周辺関係者等への説明もなされています。この申請は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となりますことから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 8番について特別調査員の報告をお願いします。

20番 8番について説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇公民館より西へ200m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから使用貸借権の設定により、一般個人住宅を建設するための転用申請です。周囲は、東側は道路、西側は畑、南側は畑、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透と排水枡の設置により排水します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地内の排水路に流します。周辺への土砂の流出については、盛土や境界ブロック設置により、特に懸念するところは見受けられません。

周辺関係者等への説明もなされています。この申請は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 9番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 9番について説明します。申請地は、下三財の〇〇集落で、〇〇運動場から北へ700m行ったところの農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、株式会社〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから、売買により所有権の移転を受け、養鶏場を建設するために申請されたものです。譲渡人の〇〇さんは、父が昭和43年頃から鶏舎を建設し、養鶏業を営んでいましたが、そのまま業務を引き継ぎ、家、倉庫、鶏舎ともに無断建設されたもので、違反転用を是正するもので、始末書が添付されていますのでご確認下さい。

周囲は、東側は市道、西側は山林、南側は市道、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透と排水枡の設置により排水します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。周辺への土砂流出については、特に懸念するところは見受けられません。また、周辺関係者等へ同意も得られているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設であることから、調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 9番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 譲受人の住所を見ると、三納〇〇辺りかと思いますが、聞いたことがないので会社概要を教えてください。また、農地は全部で16筆あるようですが、始末書は7筆

のみ出ていますから、残り 9 筆は既に転用が済んでいるのか伺いたい。

事務局 ○○については、今回の申請地の他に、宮崎地頭鶏を養っている会社と聞いています。また、始末書の出ている地番についてですが、既に建設されている鶏舎、家屋、倉庫が、始末書の出ている地番の農地で、他の農地（地番）は、現況ともに、農地（畑）であります。

18 番 5 棟の鶏舎を新設するとのことですが、どこら辺に建設されるのですか。

事務局 黒板に簡単な配置図を書きます。申請地の北側に向かって、5 棟の鶏舎を建築します。倉庫も新設し、始末書で示されている家屋は、管理棟として利用する予定であります。また、始末書で示されている現鶏舎 3 棟は取り壊す予定であり、整地し、他の農地を含めて、新たな鶏舎、倉庫を建設する予定としています。

18 番 残された農地は、畑として活用するのですか。

事務局 現鶏舎を取り壊し、整地した後に、新たに鶏舎と倉庫を建設するもので、今回の申請地には、畑部分はありません。

28 番 売買価格はどれくらいですか。また、かなり大規模な転用ですが、近辺周囲への同意は得られていますか。

事務局 土地売買総額が○○万円ですので、10a 当たり、○○円となります。また、土地周辺の関係者等の同意は得られていると聞いています。

6 番 今回の鶏舎と会社が所有する、他の鶏舎との規模は同じくらいですか。

事務局 今回の申請鶏舎は、7 万羽ほどのブロイラー鶏舎であり、他の鶏舎については、地頭鶏の鶏舎となりますので規模は違います。

12 番 今回転用規模が大きいと思います。この写真に写っている程度の集落単位の同意が得られているということですか。

8 番 申請地の周りは、ほとんど民家も少ないのですが、今回の申請については、渡人の○○さんも協力していただいております、以前から申請地で養鶏業を営んでいたことから、

周囲の関係者へも話をしながら、同意をまとめていったと聞いております。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 10番について特別調査員の報告をお願いします。

20 番 10番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇体育館より東へ400m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが、父〇〇さんから贈与により、所有権移転を受けて、牛舎、堆肥舎、倉庫を建設するために申請されたものです。申請にあたり、以前転用申請で建設した牛舎が、今回の申請地番に入り込んでいることがわかったため、違反転用を是正する転用申請で、始末書が添付されていますのでご確認下さい。周囲は、東側は畑、西側は牛舎、南側は道路、北側は畑となっています。雨水は、自然浸透と排水柵の設置により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。土地周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設であることから、許可可能な案件となります。調査員一同やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 10番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 239 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 239 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 6  
～7 ページの通り、申請件数は 5 件であります。取下げにより繰り上げています。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び  
に耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力  
を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容  
が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認  
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項  
等については、担当者が報告いたします。まず、1 番について説明します。譲受人：上  
三財の〇〇、譲渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番 8 他 1 筆、登記・現  
況とも田、面積 2,552 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 1 番を説明します。土地の所在は、県道〇〇・〇〇線沿いの〇〇公民館の手前の水  
田です。譲受人の〇〇さんが、渡人の〇〇さんから長年借り受けていましたが、〇〇  
さんが佐土原在住で、今後農業も営まず、義兄弟でもあることから、〇〇さんが、〇  
〇さんから無償で贈与として農地取得するものです。〇〇さんは、ハウスキュウリ 2



反、ピーマン 2 反を経営する農家で、農機具もトラクター、田植機、軽トラック等備え、農業経営上も問題ないと考えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：清水の〇〇、申請地：大字南方〇〇番、登記・現況とも田、面積 486 m<sup>2</sup>、権利の内容：高齢化、贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 2 番を説明します。譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへの贈与であります。他人同士であります。〇〇さんから、どうしても田を売ってほしいと相談があり、小作人〇〇さんに売買をお願いしましたが、〇〇さんも高齢で後継者もないことから、買えないとのことでした。名義だけでも変えたいとのことで、今回贈与に至りました。〇〇さんは、ハウスピーマン 2 反、水稻を作付けしており、農機具も、コンバイン、田植機、軽トラック一式を備えており、50a 以上の耕作地もあり、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：川南町の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番6、登記・現況とも畑、面積535㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 3番について説明します。申請地は、申請番号1番のすぐ近くで、県道〇〇・〇〇線沿いの〇〇公民館のすぐ前の農地で、譲受人〇〇さんの家の隣になります。譲渡人の〇〇さんは、川南町に在住しており、親が亡くなったのですが、農業を継ぐ意志はないとのことで、今回〇〇さんに売り渡すことで所有権移転するものです。譲受人の〇〇さんは、ハウスキュウリ6反、オクラ、水稻、ゴーヤを作付けする地域でも有数な農家であります。農機具についても、トラクター3台、コンバイン等一式を備えており、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり、〇〇です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字山田〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積1,788㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 4番について説明します。この土地は、〇〇神社の裏側に位置します。詳細については、地図等を参照して下さい。申請概要は、譲渡人、譲受人の先代が、口約束で売買が行われたもので、約50年間譲受人の父親が牛の飼料作付けを行っていた農地です。今回、正式に売買契約をし、所有権を移転するものであります。譲受人は、繁殖牛を飼育、水稻を作付けしています。農機具等も一式揃えており、土地関係者とも問題がないと考えます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a当たり約〇〇円です。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：北九州市の〇〇、申請地：大字三宅〇〇番、登記・現況とも畑、面積667㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。尚、先月議案で、空き家に付属した農地として指定承認した農地であります。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 5番について説明します。今回の申請は、福岡県に住む〇〇さんから、三宅の〇〇さんへの売買となります。申請地につきましては、5月の総会議案第233号空き家に付属した農地として承認いただいているところであり、今回、空き家と農地をセットで取得されるそうであります。今回初めて農地を取得されることから、取得農地を5年以上継続して耕作する誓約書、営農計画書が提出されております。申請地には、レタス、なすを植えて家庭菜園とする予定であります。農家ではありませんが、空き家に付属した農地として許可相当と判断しました。尚、売買価格は総額〇〇円で、反当たり〇〇円です。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第240号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（転用を

伴う所有権移転) について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 240 号農業経営基盤促進法第 19 条の規定による承認について (転用を伴う所有権移転) については、議案書 8 ページの通り 1 件の申請であります。

申請番号 1 番について説明いたします。転用を伴っていますので、転用概要も説明します。譲受人：旭〇〇丁目の〇〇、譲渡人：大字上三財の〇〇、申請地：大字下三財〇〇番 47 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 4,212 m<sup>2</sup>、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：牛舎、WCS 置場、作業場、運動場等 4,212 m<sup>2</sup>であります。尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。

法定公告については 7 月 6 日を予定しております。

議長 ここで担当委員の説明をお願いします。

8 番 申請番号 1 番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ 400m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんからあっせん売買により、所有権の移転を受けて、牛舎、WCS 置き場、作業場、運動場等を建設するための転用申請です。周囲は、東側は農地、西側は自農地、南側は牛舎、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。周辺への土砂の流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地周辺関係者等の同意書もあり、近隣に迷惑がかかる土地ではないと見受けました。この申請は、農地の繋がりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、農業用施設であることから、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回、農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認で、転用を伴いますので、申請に関しても、5 条申請に相当する申請書類を提出いただきました。雨水処理について補足します。雨水は、自然浸透及び敷地内に素堀側溝と排水柵を設置して排水します。また、堆肥は隣接する既設の堆肥舎により管理します。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議長 異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議長 議案第 241 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 241 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書 9～10 ページの通り 3 件の申請であります。申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 3,006 m<sup>2</sup>です。

2 番 譲受人：大字南方の〇〇、譲渡人：大字調殿の〇〇、申請地：大字南方〇〇番 3、登記・田、現況・畑、面積 765 m<sup>2</sup>です。

3 番 譲受人：大字南方株式会社〇〇、代表取締役 〇〇 譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,147 m<sup>2</sup>です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、

常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については7月6日を予定しております。

議長 説明がありました1番から3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案同第241号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第241号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書11~22ページの通り21件であります。申請番号順に説明します。

1番 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田〇〇番他4筆、登記・田、現況畑1筆、登記・現況ともに畑2筆、登記・畑、現況・田1筆、登記・田、現況・樹園地1筆、面積4,512㎡、7月から10年の使用貸借権の年金再設定です。

2番 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納〇〇番他4筆、登記・山林、現況・畑1筆、登記・現況とも田4筆、面積7,987㎡、7月から10年の使用貸借権の年金再設定です。

3番 譲受人：高鍋町の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字茶臼原〇〇番2他

3 筆、登記・現況とも畑、面積 7,160 m<sup>2</sup>、7 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

4 番 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田〇〇番他 3 筆、登記・現況とも田、面積 4,108 m<sup>2</sup>、7 月から 3 年の賃貸借権の新規設定です。

5 番 譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：三納の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇、申請地：大字三納〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 970 m<sup>2</sup>、7 月から 2 年の使用貸借権の新規設定です。

6 番 譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：三納の株式会社〇〇代表取締役 〇〇、申請地：大字三納〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 2,000 m<sup>2</sup>、7 月から 2 年の使用貸借権の新規設定です。

7 番 譲受人：佐土原町の〇〇、譲渡人：三納の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇、申請地：大字三納〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,709 m<sup>2</sup>、7 月から 2 年の使用貸借権の新規設定です。

8 番 譲受人：妻町の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,729 m<sup>2</sup>、7 月から 2 年の使用貸借権の新規設定です。

9 番 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,300 m<sup>2</sup>、7 月から 2 年の使用貸借権の新規設定です。

10 番 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,080 m<sup>2</sup>、7 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

11 番 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,010 m<sup>2</sup>、7 月から 10 年の賃貸借権の新規設定です。

12 番 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字上三財〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 2,969 m<sup>2</sup>、8 月から 5 年の賃貸借権の再設定です。

13 番 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅〇〇番 1、登記・



現況ともに田、面積 2,000 m<sup>2</sup>、7月から5年の賃貸借権の再設定です。

14番 譲受人：下妻の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字右松〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,057 m<sup>2</sup>、7月から10年の賃貸借権の新規設定です。

15番 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字右松〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,851 m<sup>2</sup>、7月から10年の賃貸借権の新規設定です。

16番 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三納の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字三納〇〇番他3筆、登記・現況ともに田、面積 6,183 m<sup>2</sup>、7月から5年の賃貸借権の新規設定です。

17番 譲受人：新富町の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字茶臼〇〇番1他4筆、登記・現況ともに畑、面積 23,393 m<sup>2</sup>、7月から10年の賃貸借権の新規設定です。

18番 譲受人：高鍋町の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字茶臼原〇〇番1、登記・原野、現況・畑、面積 5,628 m<sup>2</sup>、7月から5年の賃貸借権の新規設定です。

19番 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：妻の〇〇、申請地：大字三宅〇〇番1、登記・現況ともに田、面積 528 m<sup>2</sup>、8月から3年の賃貸借権の再設定です。

20番 譲受人：新田の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北〇〇番32、登記・現況ともに畑、面積 9,163 m<sup>2</sup>、7月から3年の賃貸借権の新規設定です。

21番 譲受人：新田の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字穂北〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 8,000 m<sup>2</sup>、7月から1年の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作また

は養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、7月6日を予定しております。

議長 説明がありました1番～21番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3番 株式会社〇〇ですが、代表取締役が〇〇となっておりますが、明日から〇〇に変わりますが、このままでいいのですか。

事務局 申請時点が、〇〇ですので、このまま公告となると思います。

局長 公告日での対応が間違っているとすれば、変更したいと考えます。

3番 関係機関の了承を得るようすべきだと思います。

局長 法定公告日が7月6日ですので、この時点での記載内容を変更しなければならない場合は、確認をして変更していきたいと考えます。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第242号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、農地中間管理権の取得を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第242号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書23～39ページの通り、申請件数合計30件です。事前にご案内さしあげております様に、全案件が農地中間管理事

業による賃貸借権及び使用貸借権 10 年の新規設定となっております。代表して、申請番号 1 番のみ説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字三納〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,960 m<sup>2</sup>、8 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、7 月 6 日を予定しております。

議長 代表 1 番の説明がありました。1 番～30 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 243 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 243 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 40 ページの通り 1 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字鹿野田〇〇番、地目：台帳・畑、現況・山

林（竹林）、面積 221 m<sup>2</sup>、所有者：西都市大字鹿野田〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

7 番 非農地証明明細番号 1 について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。〇〇公民館から 300m 東に行った左側の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照いただきたいのですが、添付地図が古く、公民館位置はこの地図とは若干異なっています。今回の申請は、〇〇さんが所有する農地ではありますが、10 年以上耕作されてなく、竹林化しており、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。農用地区域内でもなく、公共投資の対象農地、優良農地でもないことから、事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 53 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

15 番 \_\_\_\_\_

26 番 \_\_\_\_\_